

高松クラブ募集要項

高松市において、陸上競技を志向する小学生アスリートへのサポートは、20年にも及ぶ活動実績を誇る屋島クラブによって行われておりますが、中学生に至っては、「学校に陸上部が無いから陸上ができない」、「陸上部はあるが専門的な指導が受けられない」等の問題があり、校区の枠を超えて指導を受けられるクラブ組織の発足を熱望する声が多数寄せられました。

そこで、本協会として、陸上競技を志向する中学生アスリートの競技力の向上を目的として、クラブ組織で練習する「高松クラブ」を立ち上げ、そこに指導者を派遣し、組織としての活動を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、下記の要領により、クラブ員の募集を行いますので、趣旨にご賛同いただける方の申込をお待ちしております。

なお、申込み等のお問い合わせは、保護者会までご連絡ください。

記

- 1 対象者 高松市内在住の中学生(原則)
- 2 練習日 毎週2回 (火曜日 18時30分～21時30分, 土曜日 14時00～18時00)
※ 火曜日の時間帯は、季節によって若干異なります。
- 3 練習場所 高松市立玉藻中学校 (高松市上福岡町714番地1)
※ 長距離は、香川RC遊の練習に合流し、火曜日のみ玉藻中学校で行います。
※ 走高跳は、高松工芸高等学校 (高松市番町二丁目9番30号)で行います。
- 4 会費 玉藻中学校照明使用料 (年間1,000円程度)
- 5 指導者

	氏名(勤務先・職等)	備考
代表	三宅 章夫 (香川第一中学校・教頭)	高松市陸上競技協会 理事長
副代表	安宅 裕美 (木太中学校・コーチ)	高松市陸上競技協会 理事
	和田 泰紀 (玉藻中学校・教員)	高松市陸上競技協会 理事
指導者	北谷 静雄 (元県立高校教員)	高松市陸上競技協会 会長
	金集 正人 (元小学校教頭)	高松市陸上競技協会 監事
	佐藤 一石 (マスターズ陸上競技者)	高松市陸上競技協会 理事
	濱田 和之 (マスターズ陸上競技者)	高松市陸上競技協会 登録会員
	山崎 裕也 (陸上競技者)	高松市陸上競技協会 登記会員

6 保護者会

	氏名	備考
会長	重藤 秀樹 (090-1000-3048)	高松市陸上競技協会 賛助会員
副会長	岡 裕子 (090-1000-1174)	高松市陸上競技協会 賛助会員
会計	岩田 雅代 (090-3785-5252)	高松市陸上競技協会 賛助会員
保険	北川 享美 (090-9555-4819)	高松市陸上競技協会 賛助会員

平成28年4月吉日

高松市陸上競技協会
会長 北谷 静雄



申 込 書

高松クラブで活動する目的や趣旨を理解し、貴クラブへの入部を申し込みます。

平成 年 月 日

入部者氏名 () 性別 (男 ・ 女)

入部者学校名 () ・ () 学年

誓 約 書

<入部の条件>

- 条件1 入部は、スポーツ傷害保険等に加入しているものに限る。
- 条件2 入部者の送迎は、保護者の責任において行う。
- 条件3 中学生らしからぬ行動が見えた場合は、退部を勧告する。
- 条件4 競技力の向上に努める意思が確認できなくなった場合は、退部を勧告する。
- 条件5 練習中のけがは、応急処置までの責しか負わない。

高松クラブに入部して後は、指導者の指示に従い、上記の条件にそい活動することを保護者として誓約いたします。

高松クラブ保護者会会長 殿

平成 年 月 日

保護者住所 ()

自宅電話番号 ()

携帯電話番号 ()

携帯メールアドレス ()

保護者氏名 (印)

高松クラブ会則

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、高松クラブと称する。

(目的)

第2条 このクラブは、陸上競技を通じ、選手の心身の発達を助長し、競技能力の向上を促すために専門家の指導仰ぎ、適切な環境を与えることを目的とする。

2 このクラブは、指導者の指導助言を家庭においても実践できるよう、高松クラブ保護者会（以下保護者会という）と連携し、選手を育成することを目的とする。

(入部資格)

第3条 このクラブに入部することのできる者は、所属する学校の部活動責任者、保護者会及び指導者の承認を得た、中学入学時から中学3年時の公式戦終了までの中学生とする。ただし、入部から1ヶ月は仮入部とし、その後、指導者の承認を得た者を正式に入部させる。

第2章 練習会場および時間

(練習会場)

第4条 原則として、屋島陸上競技場を使用する。変更がある場合は、高松クラブホームページ「練習計画・緊急連絡用掲示板」（以下掲示板という）で周知する。

(練習時間)

第5条 練習時間は、掲示板で周知する。

第3章 指導方針及び指導者組織

(指導方針)

第6条 指導方針は、陸上競技能力向上の技術指導に留まらず、人間力の向上を目指し、次世代を担う人材としてふさわしい中学生を育成するための人間教育も行う。また、保護者に対しても情報を提供し、クラブと家庭が連携して選手を育成することができるよう指導する。

(指導者組織)

第7条 このクラブの指導者は、次のとおりとする。

- ① 保護者会の依頼により高松市陸上競技協会から派遣され、保護者会が承認した指導者。
- ② 高松市陸上競技協会の指導者が推薦し、保護者会が承認した指導者。

2 指導者のうちから互選により、代表1名、副代表2名を選任する。

第4章 入部及び退部

(入部手続)

第8条 このクラブに入部しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、保護者会に提出しなければならない。

(入部許可)

第9条 入部の決定は、保護者会役員会及び指導者が協議し、保護者会会長がこれを許可する。

(退部)

第10条 選手は、中学3年時の公式戦終了を以って原則退部する。

2 保護者会役員会及び指導者が、選手ならびにその保護者がクラブにふさわしくないと判断した場合、保護者会会長はその者を退部させる。

第5章 会費及び支払資金

(会費)

第11条 保護者会の議決により、会費を徴収することがある。

(支払資金)

第12条 保護者会の議決により、支払資金を徴収することがある。

(納入)

第13条 会費、及び支払資金の請求をされた者は、指定された期日、方法で納入しなければならない。

2. 正当な理由がなく納入しなかったときは、退部させる。

第6章 規律

(遵守事項)

第14条 選手は、自己の言動に責任と自覚を持ち、他の模範となるべく、練習中だけではなく、日常生活においても次の遵守事項を常に意識し研鑽を積むこと。

- ① 自己の立場をわきまえ、指導者、保護者に対し常に敬意を持って接する。
- ② 挨拶を徹底する。
- ③ 練習会場内では、練習に集中する。
- ④ 練習会場内での携帯電話、ミュージックプレイヤー等の電子機器の使用は禁止する。使用の必要がある場合は、指導者の許可を得る。
- ⑤ 規則正しい生活を心掛け、常に体調管理に努める。
- ⑥ 自己中心的な言動は慎み、全ての人から愛され尊敬される人物となれるよう研鑽を積む。
- ⑦ 指導者、保護者の指示、指導に必ず従う。また内容が理解できない場合は、理解できるまで確認し、理解した上で自己の責任において行動する。

第15条 選手の保護者は、選手の言動に責任を持てるよう対話を密にし、指導者の指導に支障がないよう補佐をする。

- ① このクラブは、学校の部活動ではなく、指導者の好意の下で運営されているクラブ組織であることを正しく理解し、クラブ運営の目的のため、高い意識を持ち、指導者並びに保護者会を積極的に補佐する。
- ② 選手の模範となるよう、自己の言動に責任を持つ。
- ③ 練習会場への送迎は、原則として保護者が行う。やむを得ない事情により送迎できない場合は、保護者の責任において自転車等による参加を認める。なお、送迎に責任をもてない場合、入部を拒否できる。
- ④ 練習終了後、保護者に対する指導、依頼等がある場合もあるので、早めに待機できるよう心掛ける。
- ⑤ 保護者会総会の招集があった場合は、必ず出席する。やむを得ない事情がある場合は、必ず担当役員に連絡し承認を得る。恒常的な欠席者は退部させることがある。
- ⑥ 個人情報、クラブの情報等の管理を徹底する。
- ⑦ 入部時に届出た情報に変更が生じた場合、速やかに担当役員に報告する。
- ⑧ 選手自身が掲示板の確認を確実にを行うよう指導するとともに、保護者自身も確認する。
- ⑨ 選手の体調管理を常に心がけ、選手を補佐する。

高松クラブ保護者会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高松クラブ保護者会と称する。

第2章 目的

(目的)

第2条 この会は、陸上競技を通じ、選手の人間力の育成、並びに競技力向上を目的とする。

(設置するクラブ)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、高松市陸上競技協会に指導者の派遣を依頼し、次に掲げるクラブを設置する。

- ① 高松クラブ

第3章 会員および役員

(会員)

第4条 この会の会員は、高松クラブに所属する選手の保護者とする。また、会員は、高松市陸上競技協会の運営趣旨に賛同した者とし、高松市陸上競技協会の賛助会員となる。

(役員)

第5条 この会は、次の役員を置く。

- ① 会 長 1人
- ② 副 会 長 若干名
- ③ 会 計 若干名
- ④ 保健担当 若干名

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において会員のうちから選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第8条 役員が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第9条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員過半数が出席した役員会において、出席役員過半数の議決および総会の議決により、これを解任することができる。

- ① この会則に著しく違反したとき。
- ② 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- ③ 職務上の義務に著しく違反したとき。
- ④ 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- ① 任期の満了。
- ② 辞任。

(役員会)

第10条 この会に役員会を置く。

- 2 役員会は、役員をもって組織する。
- 3 役員会は、この会の業務を決し、役員の職務の執行を監督する。
- 4 役員会は、高松クラブに入部を希望する選手、並びに保護者に対し、指導者と協議し入部審査を行う。
- 5 役員会は、会長が招集する。
- 6 会長は、役員から会議に付議すべき事項を示して役員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 7 役員会を招集するには、各役員に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を通知しなければならない。
- 8 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 9 役員会に議長を置き、会長をもって充てる。
- 10 会長が第6項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した役員が役員会を招集することができる。この場合における役員会の議長は、出席役員の互選によって定める。
- 11 役員会は、役員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 12 前項の場合において、役員会に付議される事項につき、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 13 役員会の議事は、役員総数の過半数で決する。
- 14 役員会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(会長の職務)

第11条 会長は、この会則に規定する職務を行い、この会内部の事務を総括し、この会の業務について、この会を代表する。

(役員の代表権の制限)

第12条 会長以外の役員は、この会の業務について、この会を代表しない。

(会長職務の代理等)

第13条 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行し、その職務を行う。

(議事録)

第14条 会長は、役員会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

(顧問)

第15条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この会の運営に必要な有識者のうちから、役員会が委嘱する。
- 3 顧問は、この会の運営について、会長の諮問に答える。
- 4 顧問は、役員会ならびに総会に随時出席して、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

第4章 総会

(総会)

第16条 この会に、総会を置く。

- 2 総会は、毎年度1回以上、会長が招集する。
- 3 総会は、会員をもって組織する。
- 4 会長は、会員総数の3分の1以上の会員から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場

合には、その請求のあった日から14日以内に、これを招集しなければならない。

5 総会を招集するには、各会員に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 総会に議長を置き、議長は、会長をもって充てる。

8 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

9 前項の場合において、総会に付議される事項につき、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。

10 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 前項の事項において、議長は会員として議決に加わることができない。

(議事録)

第17条 第14条の規定は、総会の議事録について準用する。

(総会の意見具申等)

第18条 総会は、この会の運営もしくは役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(会員の退会)

第19条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを退会させることができる。

- ① 高松クラブの運営方針に違反したとき。
- ② 会員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 会員は次の事由によって退会する。

- ① 選手の退会。
- ② 自主退会。

第5章 会計

(経費の支弁)

第20条 この会の設置する高松クラブの運営に要する費用は、会費ならびに必要に応じて徴収した支払資金をもって支弁する。

(会費)

第21条 この会の設置する高松クラブの運営上、会費を徴収する必要が生じた場合、予算および事業計画を毎会計年度開始前に会長が編成し、総会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(支払資金)

第22条 この会の設置する高松クラブの運営上、支払資金を徴収する必要が生じた場合、役員会において議決し、会員全員で均等にこれを負担する。

(決算)

第23条 会費および支払資金を徴収した場合の決算は、毎会計年度終了後1月以内に作成し、会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第24条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散

(解散)

第25条 この会は、目的たる事業の成功の不能となった場合、役員会の議決および総会の議決によって解散する。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

第8章 補則

(施行細則)

第27条 この会則の施行についての細則、その他この会およびこの会の設置する高松クラブの管理および運営に関し必要な事項は、高松クラブ指導者と協議の上、役員会が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成23年12月2日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	谷澤 圭介
副会長	佐藤 一石
副会長	長船 明美
幹 事	松原 真由美
幹 事	谷澤 真由美
- 3 平成28年4月 一部改正 (賛助会員、役員名称)